

## 令和6年度

### 一級建築士定期講習 考查問題（例示）

全40問 正誤式

#### 注意事項

1. 開始の指示があるまで、問題冊子を開かないでください。
2. 最初に解答用紙に受講番号、氏名を受講票のとおり正確に記入して下さい。
3. 解答は正誤式です。解答用紙に正確に○か×を記入して下さい。  
記入が不正確な場合は採点されないことがあります。
4. 体調の不良等により退出する場合は、挙手して係員に合図し、係員の指示に従って静かに退出して下さい。  
この考查時間内の再入室はできません。
5. 問題用紙と解答用紙は係員が回収します。
6. テキストの持ち込みは可能です。

- 問1 建築家が、建築物の建築等に係る設計を行うときは、当該設計を委託した建築主に対し、当該建築物のエネルギー消費性能その他建築物のエネルギー消費性能の向上に資する事項について説明するよう努めなければならないこととする。
- 問2 3階建て以下かつ高さ20m以下の木造において、二級建築士でも設計可能な、簡易な構造計算で建築できることとする。この基準法改正に伴い、二級建築士の業務範囲を「階数が3階以下かつ高さ20m以下」の建築物に改正する。
- 問3 都道府県知事が特別な構造方法の建築物（大臣認定プログラムによるもの）の構造計算適合性判定を行う場合、構造計算に関して専門的な知識を持つ者（指定構造計算適合性判定機関）の意見を聴くこととされている。
- 問4 建築主は適合性判定通知書またはその写しを、建築確認の審査期間の3日前までに建築主事に提出する。これをもとにして特定行政庁などが建築確認を下すことになる。
- 問5 建築主事が確認を行うにあたって、期間内に確認済証を交付できない合理的な理由がある場合は、15日の範囲で期間を延長できることとしている（最大35日+15日=50日）。  
この場合、建築主事は期間を延長することを記した通知書を申請者に交付しなければならないことを定めている。
- 問6 高さが65mを超える建築物等で極めて高度な構造計算を行ったものについては、別の性能評価を受けた上で都道府県知事の認定を取得することから、構造計算適合性判定は不要となる。
- 問7 中間検査を受けるまでは、2階の床及びこれを支持する梁に配置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事を行ってはならない。
- 問8 特定行政庁は、立入検査の結果、当該指定確認検査機関が規定に違反する行為をし、業務について著しく不適当な行為があったと認めるときは、指定権者である都道府県知事に報告しなければならない。報告を受けた指定権者は、必要に応じ規定による確認検査業務の全部又は一部の停止命令その他の措置を講ずるものと規定した。
- 問9 確認申請書及び添付図書、指定確認検査機関からの報告書等は、10年間の保存期間が定められた。また、定期報告に関する書類は、特定行政庁が規則で定める期間保存しなければならないとされた。
- 問10 指定確認検査機関においては、図書及び書類（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体に記録されたものを含む）並びに適合判定通知書又はその写し、確認済証（計画の変更に係るものを除く）の交付日から、15年間保存しなければならないと規定された。

- 問 11 一級建築士や二級建築士、木造建築士の認定に際して、以下に該当する者には免許を与えないと規定している。
- ・ 未成年者
  - ・ 禁錮刑以上の刑や建築士法その他の関連法令の規定による刑に処せられ、その刑の執行を終わった日から5年を経過しない者
  - ・ 懲役などの理由により建築士の免許を取り消され、その取り消しの日から5年を経過しない者
- 問 12 建築士は、無資格で設計又は工事監理を行っている者などに対して、自己の名義を利用させてはならない旨の規定が定められ、非建築士などに対する名義貸しの行為が、懲戒処分の対象として明確化されるとともに、新たに罰則の適応を受けることが規定された。
- 問 13 建築士事務所の開設者に対し、登録の取り消しなどの監督処分をしたときは、処分をした年月日、建築士事務所の名称、処分の内容、処分の原因となった事実などを、都道府県の公報に掲載し公告しなければならないと定められている。
- 問 14 構造計算に係る証明書の交付義務規定（第20条第2項）に違反して、構造計算によって建築物の安全性を確かめた場合でないのに、安全性を確かめた旨の証明書を交付した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処することが定められた（第38条第6項）。
- 問 15 建築士は、設計等の業務の委託者（これから委託しようとする者を除く）から請求があった場合は、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示しなければならないとされている。
- 問 16 従来は、建築士試験を受験する際の要件となっていた実務の経験を、免許登録の際の要件に改めることにより、試験の前後にかかわらず、免許登録前一年以内に積んでいけばよいこととされた。
- 問 17 学科試験に合格した建築士試験に引き続いて行われる3回の建築士試験のうち2回（学科試験に合格した建築士試験の設計製図試験を欠席する場合は4回のうち2回）について学科試験を免除するように改定された。
- 問 18 定期講習の受講が義務付けられる建築士は、建築士事務所に所属する一級建築士、二級建築士及び木造建築士であり、原則2年以内ごとに定期講習を受ける必要がある。
- 問 19 構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士以外の一級建築士が、一定規模以上の建築物について構造設計又は設備設計を行った場合には、構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士に当該建築物が関連規定（構造関係規定又は設備関係規定）に適合するかどうかの確認（法適合確認）を求めなければならないこととされた。
- 問 20 設計事務所の開設者は、自己の名義で他人に建築士事務所の業務を営ませる場合は、建築士事務所の名義貸しの届出ルールが明確化されている。

- 問 21 建築士事務所の開設者は、事業年度ごとに、建築士事務所の業務実績、所属建築士の氏名・業務実績などを記載した業務報告書を、事業年度経過後 6 ヶ月以内に都道府県知事に提出しなければならないと定められている。
- 問 22 管理建築士は、建築士として 5 年以上の設計などの業務に従事した後、国土交通大臣の登録を受けた者（登録講習機関）が行う講習の課程を修了した建築士でなければならないこととされた。
- 問 23 建築紛争の発生を未然に防止し、契約の当事者の利益を保護するために、延べ面積 500 ㎡を超える建築物の設計又は工事監理の業務について、書面による契約を義務付けることとされた。
- 問 24 品確法・住宅瑕疵担保履行法に基づき、評価住宅（建設住宅性能評価書が交付された住宅）・保険付き住宅の請負契約又は売買契約の当事者は、指定住宅紛争処理機関による裁判外のあっせん、調停、仲裁を利用できる。
- 問 25 宅建業者は買い主に対する重要事項説明において、1 年以内に実施したインスペクションの有無、行っていればその結果を説明しなければならない。
- 問 26 HEMS（ヘムス）とは、「住宅エネルギー管理システム」である。家で使う電気・ガス・水道を計測・管理して節約支援や節約行動のアドバイスを提供する仕組みのことで、このようなシステムを導入した家屋をヘムスハウスやヘムスホームと呼ぶこともある。
- 問 27 ZEH（ゼッチ）とは、家庭での年間エネルギー消費量を概ねゼロにする住宅のことである。2020 年度の実績では、全国の新築注文住宅戸建で約 56%が ZEH になっている。
- 問 28 CASBEE（建築環境総合性能評価システム）は、建築物の環境性能で評価し格付けする手法である。省エネルギーや環境負荷の少ない資材・機材の使用といった環境配慮はもとより、室内外の快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質を総合的に評価するシステムである。
- 問 29 ライフサイクルコスト（LCC）とは、建設からリフォームに至るまでの総費用（生涯費用）を示す。長期利用を考えた場合に建設後の劣化・老朽化に対する中長期整備計画を策定して、ライフサイクルコストを最適化することが重要である。
- 問 30 持続可能な開発目標（SDGs）と建設業には深い関係があり、8 番：産業と技術革新の基盤を作る、9 番：住み続けられるまちづくり、10 番：作る責任・使う責任の 3 つの目標については直接的な関係性がある。
- 問 31 PB 材とは、構造用製材である芯持ちの角材を積層・圧着した新しい大断面木質材料のこと。現在小断面で供給過多となっている柱用製材を大断面の梁材としての利用が可能となり、国産地域材の利用促進という観点からも非常に優れている。

- 問 32 免震構造は建物と地盤の間、または建物の中層階に免震層をつくり、地震の揺れを免震層で吸収する構造である。地震時には積層ゴムなどでできた免震装置が上下に動き、地震力を吸収するので揺れ幅に合わせてゆっくり大きく揺れる。
- 問 33 「建築 CDP 情報提供制度」とは、建築士等の資格者が講習会を受講、動画講習を視聴すること等、継続して能力向上を図っていることが単位（学習時間）として証明される制度である。
- 問 34 建築士は個人の資格者として業務独占を付与されていることから、仮に組織の不祥事であっても、担当者個人に私法上の不法行為責任が問われることがある。
- 問 35 建築物等に係る事故・災害は、①製造責任 ②施工責任 ③保守管理責任 ④利用者責任 ⑤建築物の設計者、工事監理者の業務責任 など、さまざまな理由があると考えられる。
- 問 36 建築士事務所に所属していない建築士でも、資格者であるので建築士としての業務を行うことができる。
- 問 37 実施設計とは、建築主から提示された要求条件等やその他の諸条件を設計条件として整理した上で、建築物の配置計画、平面と空間の構成、各部の寸法や面積、建築物として備えるべき機能、性能、主な使用材料や設備機器の種別と品質、建築物の内外の意匠等を検討し、それらを総合して成果図書を作成するために必要な業務である。
- 問 38 基本設計とは、工事施工者が設計図書の内容を正確に読み取り、設計意図に合致した建築物の工事を的確に行うことができるように、また、工事費の適正な見積りができるように、基本設計に基づいて、設計意図をより詳細に具体化し、その結果として実施設計の成果図書を作成するために必要な業務である。
- 問 39 工事管理とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
- 問 40 業務契約の当事者は必ず建築士事務所の開設者（開設者は個人又は法人。法人の場合には代表者など契約権限を有する者）でなければならない。